

心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書

80501		労働 保険 番号		<table border="1"> <tr> <td>都道府県</td><td>所管</td><td>管轄</td><td colspan="4">基幹番号</td><td colspan="2">枝番号</td><td colspan="4">被一括事業場番号</td> </tr> </table>										都道府県	所管	管轄	基幹番号				枝番号		被一括事業場番号			
都道府県	所管	管轄	基幹番号				枝番号		被一括事業場番号																	
対象年	7:平成 9:令和 →	元号	年	年分	検査実施年月	7:平成 9:令和 →	元号	年	月	年分	1~9年は右↑	1~9月は右↑														
事業の 種類					事業場の名称																					
事業場の 所在地	郵便番号()				電話 ()																					

		在籍労働者数	<table border="1"> <tr> <td>人</td> </tr> </table> 右に詰めて記入する↑	人
人				
検査を実施した者	<input type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> 1: 事業場選任の産業医 2: 事業場所属の医師(1以外の医師に限る。)、保健師、歯科医師、看護師、精神保健福祉士又は公認心理師 3: 外部委託先の医師、保健師、歯科医師、看護師、精神保健福祉士又は公認心理師 	検査を受けた労働者数	<table border="1"> <tr> <td>人</td> </tr> </table> 右に詰めて記入する↑	人
人				
面接指導を実施した医師	<input type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> 1: 事業場選任の産業医 2: 事業場所属の医師(1以外の医師に限る。) 3: 外部委託先の医師 	面接指導を受けた労働者数	<table border="1"> <tr> <td>人</td> </tr> </table> 右に詰めて記入する↑	人
人				
集団ごとの分析の実施の有無	<input type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> 1: 検査結果の集団ごとの分析を行った 2: 検査結果の集団ごとの分析を行っていない 			

折り曲げる場合は、の所を谷に折り曲げること

産業医	氏名
	所属機関の名称及び所在地

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿



様式第6号の3(第52条の21関係)(裏面)

備考

- 1 □□□で表示された枠(以下「記入枠」という。)に記入する文字は、光学的文字・イメージ読取装置(OCIR)で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 記入すべき事項のない欄及び記入枠は、空欄のままとすること。
- 3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明瞭に記入すること。
- 4 「対象年」の欄は、報告対象とした心理的な負担の程度を把握するための検査(以下「検査」という。)の実施年を記入すること。
- 5 1年を通し順次検査を実施した場合、その期間内の検査の実施状況をまとめて報告すること。この場合、「検査実施年月」の欄には、報告日に最も近い検査実施年月を記入すること。
- 6 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類によって記入すること。
- 7 「在籍労働者数」の欄は、検査実施年月の末日現在の常時使用する労働者数を記入すること。
- 8 「検査を実施した者」の欄は、労働安全衛生法第66条の10第1項の規定により検査を実施した医師等について該当する番号を記入すること。検査を実施した者が2名以上あるときは、代表者について記入すること。選択肢2の「事業場所属の医師(1以外の医師に限る。)」には、同じ企業内の他の事業場所属の医師が含まれること。選択肢3の「外部委託先」には、健康診断機関や外部専門機関が含まれること。
- 9 「検査を受けた労働者数」の欄は、報告対象期間内に検査を受けた労働者の実人数を記入することとし、複数回検査を受けた労働者がいる場合は、1名として数えて、記入すること。
- 10 「面接指導を実施した医師」の欄は、労働安全衛生法第66条の10第3項の規定により面接指導を実施した医師について、該当する番号を記入すること。
- 11 「面接指導を受けた労働者数」の欄は、労働安全衛生規則第52条の15の規定により医師等が面接指導を受けることが必要と認めたもののうち、申出をして実際に医師による面接指導を受けた者の数を記入すること。
- 12 「集団ごとの分析の実施の有無」の欄は、労働安全衛生規則第52条の14の規定に基づき検査結果の集団ごとの分析の実施の有無について、該当する番号を記入すること。